

平成29年12月13日
京都市上下水道局総務部用度課

役務業務に係る最低制限価格制度の導入について

この度、役務業務に係る適正な履行及び履行の水準並びに労働者の適正な賃金を確保するため、以下のとおり最低制限価格制度を導入することとしましたので、お知らせします。

1 対象となる役務業務

平成30年4月1日以後を履行開始日とする以下の役務業務契約に係る入札について適用する（見積合せ等による契約は除く。）

- (1) 建物（建物に付属する設備を含む。）その他の施設の保守，管理若しくは清掃（浚渫は除く。）
- (2) 樹木の維持管理，除草等
- (3) 警備業法第2条第1項に規定する警備業務（同条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

2 最低制限価格の算定基準

予定価格（税抜）の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数があるときは，その端数金額を切り上げた額とする。）に100分の108を乗じて得た額

3 その他

上記1の業務に係る入札は，原則，参加希望型指名競争入札により実施し，予定価格及び最低制限価格を事前に公表する。

4 ご注意

参加希望型指名競争入札は，入札への参加を希望される方が，用度課掲示板又は上下水道局の入札情報のホームページに掲載される「公募文」を確認のうえ，入札に参加していただくものです。入札への参加を希望される場合は下記のホームページで「公募文」の確認を適宜行うなど，入札情報を見落とされることのないよう十分ご注意ください。

（上下水道局入札情報ホームページURL）

<http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>

また，50万円未満の建物清掃業務については，原則，「公募型見積り合わせ（オープンカウンター）」によることとしますので，下記のホームページも見落とされることのないよう十分ご注意ください。

（公募型見積り合わせ（オープンカウンター）ホームページURL）

<http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/keiyaku/mitsumori/mitsumori.htm>